

弁護士法人マネジメントコンシェルジュ
事務所報酬等基準



第六版

令和8年5月

第1 タイムチャージ

当法人所属弁護士の報酬をタイムチャージ制で算定する場合は、1時間あたりの報酬額を以下の算定表によって算出する。

所長弁護士	5万円／時間
シニアアソシエイト弁護士	2万5千円／時間
アソシエイト弁護士	2万円／時間

第2 各種顧問契約

1 総合顧問契約（全て税別）

	ベーシック	プロ	エンタープライズ
顧問料	8万円	12万円	20万円
相談	無制限	無制限	無制限
契約書レビュー	3部まで／月 ※1	10部まで／月 ※1	無制限
各種書面作成	3部まで／月 ※2	10部まで／月 ※2	無制限
代理人対応	報酬基準通り	無料	無料
債権回収（支払督促等）	報酬基準通り	3件まで／年	無料（実費別途）
団体交渉	報酬基準通り	報酬基準通り	無料（実費別途）
裁判手続	報酬基準通り	報酬基準から1割引	報酬基準から3割引
従業員研修	報酬基準通り	報酬基準通り	1回まで／年

※1 3～5枚程度の定型契約を想定。非定型契約については別途見積もり。

※2 5～10枚程度の文書を想定。それ以上の文書については別途見積もり。

2 対象業務限定顧問契約

(1) カスハラシールド顧問（全て税別）

	ベーシック	プロ	エンタープライズ
顧問料	7万円	10万円	20万円～
相談	無制限	無制限	無制限
現場スタッフ登録	5名まで	無制限	無制限
通知書発送	2回まで／年	無制限	無制限
不当要求への交渉代理	報酬基準通り	無制限	無制限
カスハラ対応研修	報酬基準通り	1回／年	3回／年
カスハラマニュアル作成	報酬基準通り	報酬基準通り	無制限
ロコミ・誹謗中傷裁判手続	無料 ※	無料 ※	無料 ※

※ 裁判所印紙や交通費等の実費は発生します。

(2) 外国人材採用支援・労務管理顧問

	外国人材労働顧問 30 万円／月	備考
相談（面談・電話・メール・chat）	無料	
問題社員対応	無料	実費別途
団体交渉	無料	実費別途
在留資格取得・変更・更新手続代理	5 万円／1 件	実費別途
あっせん 不当労働行為救済申立	無料	
労働訴訟 労働審判	着手金： 1 件無料／年 報酬金： 報酬基準の 2 割引	※

※・ 手続係属前に顧問契約を締結していた場合に限る。

- ・ 上限を超えた労働事件の着手金については、報酬基準から 2 割引

(3) 社会保険労務士法人 clarity とのセット顧問契約

社会保険労務士法人 clarity と顧問契約を締結している企業について、顧問料：5 万円にて、相談 3 時間まで無料の顧問契約を締結可能。その他の業務については、報酬基準通り。

3 訪問型包括的顧問契約（出張法務部契約）

	出張法務部 ベーシック	出張法務部 プライム	出張法務部長
パートナー弁護士	50 万円／月	70 万円／月	100 万円～／月 詳細業務内容ヒアリングの上、御見積り
アソシエイト 弁護士	30 万円／月	50 万円／月	
週訪問時間	2 時間／週	4 時間／週	協議によって決定
相談	無制限	無制限	無制限
契約書のレビュー	20 通	40 通	60 通
代理対応	無料	無料	無料
各種裁判手続	報酬基準の 3 割引	報酬基準の 5 割引	報酬基準の 5 割引
従業員の法律相談	なし (別途契約)	なし (別途契約)	無制限

第3 各種手数料及び日当等

1 内容証明作成手数料

1 通につき 10 万円（税別）＋実費

2 契約書作成手数料

第1 参照

3 遺言書作成手数料（全て税別）

	定型	非定型
公正証書化なし	20 万円	20 万円～50 万円（検討時間・作成難易等を勘案）
公正証書化	25 万円	25 万円～55 万円（検討時間・作成難易等を勘案）

4 その他各種規定作成

	定型	非定型
就業規則	30 万円～	50 万円～
賃金規程その他の附属規程	20 万円～	30 万円～
テレワーク規程	20 万円～	30 万円～

5 出張日当（全て税別）

	東京都内23区外、神奈川県、千葉県、埼玉県（本基準内において「首都圏」という）	首都圏外
4 時間まで（含・移動時間）	2 万円	4 万円
4 時間以上（含・移動時間）	4 万円	6 万円

※ 出張日当は、次項の法廷調停出張日当が発生する場合には重複して発生しないものとし、出張日当発生事由と法廷調停日当発生事由とが重複する場合、出張日当が優先的に発生するものとする。なお、出張日当とは別途タイムチャージは発生するものとする。

6 法廷調停出張日当（全て税別）

	証人尋問なし	証人尋問あり
調停	4 万円	—
訴訟	なし	6 万円

7 出入国関連業務

在留資格取得・変更・更新手続代理	15 万円／1 件
外国人の定着及び社内規則浸透サービス	50 万円

第4 民事事件

1 民事任意交渉

着手金：35 万円

成功報酬：以下の基準によって算定する。

経済的利益	報酬金
～500万円	経済的利益の15%
500万円～1500万円	経済的利益の10%
1500万円 ～3000万円	経済的利益の7%
3000万円～	経済的利益の5%

2 訴訟事件（含・手形小切手訴訟）・非訟事件・家事審判事件・

行政事件・仲裁事件・調停事件（ただし、各項に特別の規定の

ある事件については、当該規定が優先するものとする）。なお、

第2項以下の各種事件については、各項の規定による。

経済的利益	着手金	報酬金
～500万円	経済的利益の15%	経済的利益の15%
500万円～1500万円	経済的利益の10%	経済的利益の10%
1500万円 ～3000万円	経済的利益の7%	経済的利益の7%
3000万円～	経済的利益の5%	経済的利益の5%

※ 着手金の最低額は40万円（税別）とする。ただし、次項以降に規定する事件はこの限りでなく、各項の報酬基準が適用されるものとする。

※ 任意交渉から継続して訴訟事件に至った場合、その時点における弁護士への対応時間から訴訟事件における着手金額を協議・算定する。

3 労働関連事件

(1) 訴訟

事件の種類	着手金	成功報酬
未払い残業代請求訴訟	第2項報酬基準によるが、60万円を最低着手金とする。	第2項報酬基準による
解雇無効 その他身分関係訴訟	第2項報酬基準によるが、60万円を最低着手金とする。	第2項報酬基準による
パワーハラスメント 訴訟	第2項報酬基準によるが、60万円を最低着手金とする。	第2項報酬基準による
労災訴訟	第2項報酬基準によるが、60万円を最低着手金とする。	第2項報酬基準による
配転無効訴訟	第2項報酬基準によるが、60万円を最低着手金とする。	第2項報酬基準による
その他労働関係訴訟	第2項報酬基準によるが、60万円を最低着手金とする。	第2項報酬基準による

(2) 労働審判、あっせん事件

着手金	50万円（税別）
報酬金	第2項の規定による。

(3) 不当労働行為救済申立事件

着手金	50万円（税別）
報酬金	50万円（税別）

(4) 団体交渉

10万円・1回

(5) その他の手続

前各号に準じる。

4 借地非訟事件（全て税別）

借地権の額又は財産上の給付額を第1項に規定する「経済的利益」の額として、同

項の規定により算出する。

※ 顧問先については、第1項の顧問先割引が適用されるものとする。

5 保全命令申立事件（全て税別）

	着手金	報酬金
審尋又は口頭弁論なし	第1項によって算出された額の3分の2	第1項によって算出された額の3分の2
審尋又は口頭弁論あり	第1項の規定によって算出された額	第1項の規定によって算出された額

※ 顧問先については、第1項の顧問先割引が適用されるものとする。

6 民事執行事件（全て税別）

	着手金	報酬金
訴訟から継続して受任	第1項によって算出された額の3分の1	第1項によって算出された額の3分の1
執行事件のみ受任	第1項によって算出された額	第1項によって算出された額

※ 顧問先については、第1項の顧問先割引が適用されるものとする。

7 発信者情報開示請求（全て税別）

着手金	30万円
成功報酬	30万円

※ 顧問先については、第1項の顧問先の割引が適用されるものとする。

8 破産申立て事件（全て税別）

事業者	非事業者（含・代表者）
70万円～	30万円～

9 民事再生申立て事件（全て税別）

	申し立て準備	開始決定後
事業者	100万円～	10万円～/月
非事業者（含・代表者）	50万円～	5万円～/月

1 0 相続関係手続（遺産分割協議、遺留分減殺請求、その他）

	着手金	報酬金
交渉	30万円（税別）	5万円（税別） ＋ 得た経済的利益の15%
調停・訴訟	40万円（税別）	20万円（税別） ＋ 得た経済的利益の15%

※ 相続放棄手続は、着手金、報酬金のいずれも20万円（税別）

1 1 事業承継相談（全て税別）

調査・スキーム検討	50万円～
事業承継スキーム実行	200万円～

1 2 不動産関連事件（全て税別）

(1) 家賃増額・減額請求対応

着手金	成功報酬
20万円（税別）	増額した額又は減額を阻止した額の 12か月分（上限300万円）

(2) 家賃滞納及び建物明け渡し請求対応（依頼者が立退きを求める側である場合）

	着手金	成功報酬
滞納家賃請求のみ （訴訟外交渉）	30万円＋実費	家賃回収額の20%
滞納家賃請求のみ （訴訟対応）	40万円＋実費	家賃回収額の20%
建物明け渡し請求（立ち退き交渉） （訴訟外交渉）	30万円＋実費	対象物件の家賃3か月分相当額
建物明け渡し請求 （訴訟対応）	40万円（税別）＋実費	対象物件の家賃3か月分相当額
滞納家賃請求及び建物明け渡し請求	40万円（税別）＋実費	家賃回収額の20% ＋

(訴訟対応)		建物明渡し成功で 40 万円 (税別)
上記に加えて強制執行申立 + 立ち合い	20 万円 (税別) + 実費	

(3) 立退き請求対応に関する紛争 (依頼者が賃借人である場合の対応)

	着手金	成功報酬
訴訟外・訴訟	20 万円 (税別) + 実費	得た経済的利益の 20%

(4) 境界・私道に関する紛争

	着手金	成功報酬
訴訟外交渉	10 万円 (税別) + 実費	20 万円 (税別)
訴訟対応	30 万円 (税別) + 実費	20 万円 (税別)

※ 事件着手時に何をもって成功とするかについて協議・決定する。

(5) 共有不動産に関する紛争

	着手金	成功報酬
訴訟外交渉	10 万円 (税別) + 実費	20 万円 (税別)
訴訟対応	30 万円 (税別) + 実費	20 万円 (税別)

※ 事件着手時に何をもって成功とするかについて協議・決定する。

(6) その他の紛争

第 1 項の規定に準じる。

1 3 督促手続事件 (全て税別)

第 2 項によって算出された額の半額

第5 刑事事件

1 起訴前事件（全て税別）

	着手金	報酬金
勾留あり	40万円～60万円	40万円～80万円
勾留なし	30万円～50万円	30万円～50万円

2 起訴後事件（含・再審請求事件。全て税別）

	着手金	報酬金
通常事件	50万円～80万円	50万円～80万円
裁判員裁判事件	100万円～300万円	100万円～300万円

3 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・

勾留理由開示等の申し立て

20万円～30万円（税別）

4 告訴・告発・検察審査会の申し立て（全て税別）

着手金	報酬金
50万円～	50万円～

5 少年事件（全て税別）

着手金	報酬金
40万円～60万円	40万円～60万円

以上